

定款施行規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この定款施行規則（以下、施行規則）は、一般社団法人栃木県作業療法士会定款を受け、本会の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第2章 会員

(入会)

第2条 定款第6条2項に規定する正会員になろうとする者の入会申込書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2. 定款第6条3項に規定する賛助会員になろうとする者の入会申込書の様式は、別記第2号様式のとおりとする。

3. 下記の事由により会員の資格を喪失した場合、再入会の手続きをとることとする。

(正会員の会費)

第3条 定款第8条1項に規定する会費は、正会員にあつては年額5,000円とする。

2. 会費の納入は、原則として当該年度末の3月末日までとする。

3. 正会員の会費の変更は、総会の決議によらなければならない。

(賛助会員の会費及び特典)

第4条 賛助会員の会費及び特典は、別に定める賛助会員規定に従うものとする。

(会員名簿)

第5条 会員は、氏名、勤務先、住所等に変更があつたときには、遅滞なく会長に届出なければならない。

2. 本会は、会員名簿を作成し、会員の異動のある毎にこれを訂正する。

(退会)

第6条 定款第10条に規定する異動・退会届の書式は、別記第3号様式の通りとする。

2. 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合、会員の資格を喪失することとし、会員名簿の登録から抹消する。

(1) 会費等の支払義務を怠り又は財務部からの督促にもかかわらず支払いの履行を行わなかったとき

(2) 所属施設から退職の連絡があつたとき

(3) 士会からの送付書類が返送されて来たとき

第3章 選挙

(選挙管理委員会の設置)

第7条 定款第13条1項に規定する役員を選任にかかる選挙を行うため、選挙管理委員会を置く。

(選挙管理委員会の構成)

第8条 選挙管理委員会は、役員以外の正会員により構成する。うち1名を委員長とし、委員を2名おくことができる。

(委員長・委員の選任)

第9条 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(選挙公示と立候補の締切)

第10条 選挙管理委員会は、投票日の60日以前に、選挙期日、選挙すべき役員の定数及び立候補の受付期間を公示し、立候補を受付なければならない。ただし、立候補の締切日は投票日の40日前とする。

2. 郵送による立候補の届出は、締切日必着とする。

(立候補の届出)

第 11 条 理事及び監事の選挙に立候補しようとする正会員は、文書でその旨を選挙管理委員会に届出なければならない。この場合の書式は別記第 4 号様式に準じて作成するものとする。

2. 推薦による立候補は、2 名以上の推薦者を必要とする。その書式は別記第 5 号様式に準じて作成するものとする。

(理事会による候補者の推薦)

第 12 条 立候補者が定員に満たないときは、理事会が定員と同数の候補者を推薦する。この場合の書式は別記第 6 号様式に準じて作成するものとする。

(届出受理の発行)

第 13 条 選挙管理委員会は第 10 条及び第 11 条による届出に対し、届出受理証を発行しなければならない。その様式は別記第 7 号様式に準じて作成するものとする。

(立候補に伴う選挙管理委員会の退任の補充)

第 14 条 選挙管理委員が立候補したときには、委員の資格を失う。この場合は、欠員を補充しなければならない。

(選挙の方法)

第 15 条 選挙は、総会において出席者の直接無記名投票により行う。

(投票用紙の様式)

第 16 条 投票用紙は、選挙管理委員会指定のものとする。

(投票の順序と投票の様式)

第 17 条 役員選挙と投票の様式は次の通りとする。

- (1) 会 長 (1 名記号式投票)
- (2) 副会長 (2 名記号式投票)
- (3) 理 事 (10 名以上記号式投票)
- (4) 監 事 (2 名記号式投票)

(開票立会人)

第 18 条 開票に際し立会人を 2 名おく。立会人は選挙管理委員会が指名する。

(有効投票)

第 19 条 有効投票数は、投票数の 3 分の 2 以上でなくてはならない。

(無効投票)

第 20 条 次の投票は無効とする。

- (1) 規定の記号以外のものを記載したもの。
- (2) 定められた欄以外の場所に記載したもの。
- (3) 第 17 条に規定する数を超える記載をしたもの。

(当選人の確定)

第 21 条 会長選挙の場合は、有効投票の過半数に達したものを当選人とし、過半数に達しない場合は上位 2 名で再度投票を行う。

2. 複数記号式投票の場合は、得票数の多い者より順次当選人を決める。
3. 当選人を決めるにあたり得票数が同じであるときは、総会においてくじで定める。

(無投票当選)

第 22 条 役員候補者数が定員と一致した場合は、無投票当選とする。

第 4 章 会 務 運 営

(事務局及び部の設置)

第 23 条 会務処理のため事務局及び部をおく。

(会務の分掌)

第24条 事務局及び部は、次の通りとする。

事務局 学術部 広報部 事業部 財務部 福利厚生部 教育部

(分掌事項)

第25条 事務局及び部の分掌事項は、おおむね次の通りとする。

事務局

- (1) 会員の入退会、会員原簿に関する事
- (2) 会員名簿に関する事
- (3) 内外の公文書に関する事
- (4) 議案書、会議資料、議事録に関する事
- (5) 会議案内、会議場運営、接待に関する事
- (6) 総会議事運営に関する事
- (7) 儀礼関係、内外の来信に関する事
- (8) 資産の維持管理に関する事
- (9) 日本作業療法士協会、各県士会、他団体との連絡調整に関する事
- (10) その他各部に属しないことに関する事

学術部

- (1) 作業療法の学術的発展に関する事
- (2) 学術資料の作成と収集に関する事
- (3) その他学術に関する事

広報部

- (1) 作業療法及び本会の宣伝活動に関する事
- (2) 会員への広報に関する事
- (3) 士会ニュース編集に関わる事
- (4) その他広報に関する事

事業部

- (1) 公益活動の企画・運営に関する事
- (2) 会員を対象とした事業の企画・運営に関する事
- (3) その他事業に関する事

教育部

- (1) 作業療法の生涯教育制度に関する事
- (2) 作業療法士養成の向上に関する事
- (3) その他教育に関する事

財務部

- (1) 予算編成に関する事
- (2) 会費その他の収入活動に関する事
- (3) 支出、決算に関わる事
- (4) その他財務に関する事

福利厚生部

- (1) 会員の地位及び待遇の向上に関する事
- (2) 会員の職場開拓に関する事
- (3) 日本作業療法士協会、各県士会、他団体からの調査に関する事
- (4) その他福利厚生に関する事

(委員会の設置)

第26条 本会の会務運営にあたり委員会を設置することができる。

2. 委員会は常設委員会、特設委員会の2種とする。
3. 常設及び特設委員会の委員長は、理事会の承認を得て会長が委嘱し、委員は委員長の推薦に基づき会長が委嘱する。
4. 委員長及び委員の任期は定款第15条の役員の任期に準ずる。ただし、理事会で定めた場合はこの限りではない。

(常設委員会)

第27条 常設委員会は本会業務の基本事項について審議と執行を担当する。

2. 常設委員会の種類及び分掌事項はおおむね次のとおりとする。

とちぎりハビリテーションフォーラム委員会

- (1) とちぎりハビリテーションフォーラムの計画・実行に関すること。

住宅改修・福祉用具委員会

- (1) 住宅改修、福祉用具に関すること。

栃木県作業療法学会

- (1) 学会開催の計画・実行に関すること。

規約委員会

- (1) 定款、定款施行規則に関すること。

倫理委員会

- (1) 作業療法士の職業倫理指針に関すること。

選挙管理委員会

- (1) 役員の選挙に関すること。

3. 常設委員会の会議を開催した際には、議事録を作成し、事務局へ提出しなければならない。
4. 常設委員会の委員長は審議の結果を理事会に報告する。
5. 常設委員会の委員長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(特設委員会)

第28条 特設委員会は、理事会の委託を受け、特設事項の審議又は審議と執行を担当する。

2. 理事会は、特設委員会の設置にあたり、任務の内容と期限を明示しなければならない。
3. 特設委員会の会議を開催した際には、議事録を作成し、事務局へ提出しなければならない。
3. 特設委員会の委員長は審議の結果を理事会に報告する。
4. 特設委員会の委員長は理事会に出席し、意見を述べるができる。

(文書保存種目及び保存期間)

第29条 文書の保存及び保存期間は、次の通りとする。

永久保存

- (1) 定款、設立許可書
- (2) 登記に関する書類
- (3) 財産に関する書類
- (4) 契約に関する書類
- (5) 本会発行の出版物

10年保存

- (1) 証明に関する書類
- (2) 重要な調査に関する書類
- (3) 会員に関する名簿及び書類
- (4) 総会及び理事会に関する書類

5年保存

- (1) 業務に関する文書
- (2) 文書收受発送に関する書類
- (3) 予算及び決算に関する書類
- (4) その他の書類

第5章 会議

(理事会)

第30条 理事会は、次回総会までの会務を執行する。

2. 会は会長、副会長、理事、監事で構成し、本会運営上の重要事項を審議する。
3. 常設・特設委員会の委員長は会長が必要と認めた場合、会議に出席し意見を述べることができる。

(三役会)

第31条 本会は事業を円滑に執行するために三役会を設置する。

2. 会は会長、副会長、事務局長で構成する。
3. 会は原則として会長が必要と認めたときに行う。
4. 上記以外の正会員は会長が必要と認めた場合に限り出席して意見を述べるができる。

(専決事項の処理)

第32条 事項が急施緊急を要し、総会・理事会を開催して、その決議を経る時間的余裕がない場合、総会・理事会の決議に代わって、会長が専決処理をすることができる。

2. 専決事項は、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。
3. 第2項の承認の是非を問わず、すでに承認された事項は覆すことはできない。

第6章 学会

(学会長の選任)

第33条 学会長の選任は、原則として担当する年度の2年以内に行う。

(学会長)

第34条 学会長は正会員の中から学会運営に必要な役員を委嘱し、その業務を総括する。

2. 学会長は、必要に応じて理事会に出席し意見を述べるができる。

(演題応募の資格)

第35条 正会員及び賛助会員は、演題発表応募の資格を持つ。但し、演題応募締切時点において当該年度の本会会費を納めていない会員は応募の資格をもたない。

2. 上記以外の者は非会員として学会長の承認を得て演題を応募することができる。

(演題の採否決定)

第36条 学会長は、応募演題について採否決定の権限をもつ。

(予算及び決算)

第37条 学会の収支予算及び決算は、一般会計として執行する。

(運営の手引き)

第38条 学会運営を円滑に行うために、別に「学会運営の手引」を定める。

(学会参加資格)

第39条 学会への参加資格は、日本作業療法士協会の会員であり、かつ県士会員であることとする。

2. 学生参加については、学生証の提示を必要とする。

第7章 研修会

第40条 士会開催の研修会への参加資格は、日本作業療法士協会の会員であり、かつ県士会員であることとする。

第8章 施行規則の変更

(規則の変更)

第41条 この施行規則は、理事会の決議がなければ変更できない。

附 則

1. この規則は、平成23年5月15日から施行する。
2. この規則は、平成23年12月1日から一部改正により施行する。